

ガス機器まるごとサポートプラス契約利用特約

(適用)

第1条

1. 本特約は、京葉ガス株式会社（以下「当社」といいます。なお、別紙3における「当社」は株式会社ベネフィット・ワンを指します。）の提供する「ガス機器まるごとサポートプラス契約」（以下「本付帯サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 本付帯サービスは、「ガス機器まるごとサポート契約約款」（以下「原約款」といいます。）に基づく「ガス機器まるごとサポート契約」（以下「原契約」といいます。）のご加入者のうち、次条に定める加入条件を満たされた方に提供するものであり、本特約に定めのない事項については、原約款の規定が適用されます。また、本特約と原約款の規定が矛盾・抵触する場合は、本特約の規定が優先するものとします。
3. 別紙の内容も本特約の一部を構成するものとし、本特約と別紙の内容が矛盾・抵触する場合は、本特約の規定が優先するものとします。

(加入条件および本付帯契約の成立)

第2条

1. 本特約に基づく契約（以下「本付帯契約」といいます。）にご加入いただける方（以下「お客さま」といいます。）は、原契約のご加入者（原契約の申込み手続き中の方を含みます。）のうち、本特約に同意の上、当社所定の申込み手続きを行い、当社が適格と判断し、その旨を通知した方とします。
2. 本付帯契約は、お客さまが当社所定の方法により申込み、当社が前項に定める加入条件を確認したうえで、これを承諾したときに成立します。

(本付帯サービスの内容)

第3条

1. 本付帯サービスは、お客さまに対して、原約款第3条第2項および第3項に定めるサービス（以下「原サービス」といいます。）に加え、以下の各号に定めるサービスを提供するものです。
 - (1)保険サービス：当社が委託する保険会社または保証会社等が提供する、お客さま所有の特定の家電製品および通信端末の故障・破損等に対する補償サービス。
 - (2)ベネフィット・ステーション：当社が委託する福利厚生サービス提供事業者が提供する優待サービス
2. 前項各号に定める各サービスの利用条件、補償範囲、免責事項等の詳細は、別紙に定めるものとします。

(契約料金および支払い等)

第4条

1. 原約款第7条第2項に定める料金表にかかわらず、当社は、お客さまに月額1,320円（税込）を請求させていただきます。
2. 月の途中で本付帯契約が開始または終了した場合であっても、契約料金の日割り計算は行わないものとします。
3. お客さまが当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(買い替え特典の取扱い)

第5条

原約款第3条第3項に定める「買い替え特典」の割引金額の算定対象となる契約料金は、原サービスの契約料金550円（税込）とします。

(本付帯契約の解約等)

第6条

1. 本付帯契約の契約開始年月日は、当社からお送りする契約締結のお知らせに記載の契約開始年月日とします。
2. 原契約が原約款第10条に基づき中途解約・解約・終了（以下、これらを総称して「解約等」といいます。）になる場合、本付帯契約も併せて解約等となります。
3. 本付帯契約の契約開始年月日より1年間は、原契約の解約はできません。ただし、原約款第10条第1項第3号、第2項および第3項の場合を除きます。
4. 本付帯契約の契約開始年月日より1年間は、本付帯契約を解約し原契約を継続すること（以下「ダウングレード」といいます。）はできません。
5. 本付帯契約の契約開始年月日から1年を経過した後は、お客さまからのお申出により、原契約の解約またはダウングレードをすることができます。原契約の解約またはダウングレードをする場合、解約日は、お客さまから解約のお申し出をいただき、当社所定の解約手続きが完了した日の属する月の末日とします。当該解約日をもって、本付帯サービスの利用資格を喪失するものとします。
6. 前項に基づく、お客さまからのお申出による原契約の解約またはダウングレードについて、お客さまからのお申出は、撤回またはキャンセルすることはできないものとします。

(再加入の制限)

第7条

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、本付帯契約への再加入（再加入後の再々加入以降についても含みます。）はできません。
 - ①前条第5項に基づく、お客さまからのお申出による原契約の解約またはダウングレードから、1年を経過していない場合
 - ②原契約が原約款第10条第2項(1)各号の理由で解約となった場合

(本付帯サービスの利用および免責等)

第8条

1. 本付帯サービスのうち保険サービスについては、委託先事業者が提供するものであることから、原約款に基づくガス機器修理とは仕組み（対象機器や保証内容）が異なることをあらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまは対象機器に故障等が発生した場合、自らの費用負担において修理を行った後、別紙4または別紙5の規定に基づき保険金等を請求するものとします。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社に故意・重過失がある場合を除いて、その賠償責任は、当該損害発生時までにお客さまが当社に支払った本付帯サービスの契約料金の合計額を上限とします。
3. 天災事変、情報通信回線の障害その他の不可抗力を原因として、当社が本特約に定められた義務を履行できない場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第9条

- お客さまは、本付帯サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。
- ①リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、解読、またはその他の方法により、本付帯サービスを読み取り可能な形にすること、その他、本付帯サービスの仕様等に反する行為
 - ②法令違反および公序良俗違反、またはそのおそれのある行為
 - ③第三者の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為（誹謗中傷、プライバシー侵害、知的財産権侵害等を含むがこれに限られない。）
 - ④本付帯サービスをお客さま以外の第三者に使用させ、もしくは提供、漏洩等する行為
 - ⑤虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑥本付帯サービスの運営を妨げる行為、その他本付帯サービスに支障をきたすおそれのある行為
 - ⑦その他、社会通念上不適切と認められる行為

(本付帯サービスの提供の停止および本付帯契約の解除)

第10条

1. 当社は、お客さまが前条各号に該当したとき、その他本特約に違反したと当社が判断した場合には、原約款第10条第2項の規定に準じ、何らの通知催告を要せず直ちに本付帯サービスの提供を停止し、もしくは本付帯契約を解除することができるものとします。
2. 前項に基づき本付帯サービスの一部または全部の提供を停止したこと、もしくは、契約を解除したことにより生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

(本付帯サービスの中断・廃止等)

第11条

1. 当社は、次の各号の場合、本付帯サービスの全部もしくは一部の提供を一時的に中断することができるとします。
 - ①当社または当社の委託先の使用する設備やシステム等の障害、保守・メンテナンス等の事由による場合
 - ②本付帯サービスのシステムソフトウェアまたはプログラムの障害、改修、改善または更新を行う場合
 - ③その他当社が本付帯サービスを運営する上で必要と合理的に認めた場合
2. 当社または当社の委託先の都合等により本付帯サービスの継続的な提供が困難となった場合、当社は、あらかじめ本付帯サービスの廃止日を当社所定の方法で通知したうえで、当該廃止日をもって本付帯サービスを廃止することがあります。また、当社の判断により、本付帯サービスの廃止日の1カ月前までにその旨を通知したうえで、本付帯サービスの全部または一部を廃止することがあります。これらの場合、本付帯契約は解約となり、その際の取り扱いには、第6条第5項に定めるダウングレードの場合の取り扱いに準じるものとします。
3. 第1項に基づく中断または第2項もしくは第3項に基づく廃止によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

(お客さまの個人情報の取扱い)

第12条

お客さまの個人情報の取り扱いについては、原約款の【お客さま情報の利用目的について】にて規定する内容に準ずるものとします。なお、当社は、当該利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人情報の取り扱いを、第三者に委託する場合がございます。この場合、当社は当該委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

別紙 1

■本付帯サービスの詳細

1. 本付帯サービスの内容

- ①本付帯サービスは、「お財布サポートbyベネフィット・ステーション」及び「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険(特典)」、「通信端末修理費用保険(特典)」一体不可分のものとして提供するものであり、これらのうちいずれかのみを解約、解除することはできません。なお、本特約に加えて、「お財布サポートbyベネフィット・ステーション」については別紙2 および別紙3、「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典」については、別紙4、「通信端末修理費用保険特典」については、別紙5の内容を適用します。
- ②本付帯サービスは予告なく内容を変更することがあります。

- 2. 本料金(月額、税込)
金1,320円

以上

別紙 2

「お財布サポートbyベネフィット・ステーション」の利用方法等

①概要

「お財布サポートbyベネフィット・ステーション」とは、業務委託先の法人が入会を認めた利用者に対し、「CRMサービス」(福利厚生サービス(健康管理サービスおよび教育・研修サービス等を含む))を通じて会員企業・団体の発展とそのお客さまのより豊かな生活を実現することを目的としたサービス

②利用方法

- 以下の手順に従ってご利用ください。
 - (1)当社指定のwebサイトへログイン
https://boak.benefit-one.inc/
 - (2)上記サイトより新規会員登録※メールアドレス必須
 - (3)仮登録完了メール受領後、メールよりログインし本登録
 - (4)本登録完了後、会員ページからサービスを選択しサービスごとのご利用方法によりサービスをご利用いただきます。

③その他

当社は、業務の全部または一部を、株式会社ベネフィット・ワンに対して委託して運営・提供を行うことがございます。

以上

別紙 3

ベネフィット・ステーション(個人)会員規約

株式会社ベネフィット・ワン

第 1 条 目的

株式会社ベネフィット・ワン(以下「当社」という)の運営するベネフィット・ステーション(以下「本会」という)は、福利厚生サービス(健康管理サービス及び教育・研修サービス等を含む。以下同じ)を通じて会員企業・団体の発展とその役職員又は構成員のより豊かな生活を実現することを目的とする。

第 2 条 会員

- 1. 本会の目的に賛同し法人会員規約及び本規約を承認の上、入会申込みを行い、当社が承認をした企業・団体等を法人会員、また、その役職員又は構成員を個人会員と称する。なお、個人会員は、本規約を承認することにより、本会のサービスを利用することができるものとする。
- 2. 個人会員の会員資格の取得及び喪失は、第 8 条に定める場合を除き、法人会員が随時当社に届け出ることにより行う。

第 3 条 会員サービスの種類・内容

個人会員は、法人会員が本会への入会に関して当社との間で締結する契約に応じて指定されるサービスの提供を受けることができる。本会の個々のサービスの内容、利用価格、利用方法等は、当社ホーム

(本特約の変更)

第13条

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法の規定に基づき、本特約を変更する旨、変更後の本特約および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本特約の内容を変更することができるものとします。この場合、本特約の内容および料金等は変更後の本特約によるものとします。

以上

ページ等で指定される。

第 4 条 会員サービスの対象者の範囲

- 1. 本会のサービスを受けることができる者は、原則として個人会員本人、その配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上の婚姻関係にある戸籍上の性別が異なる相手方、及び男女間の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である相手方を含むものとする。以下同じ)及び各々の二親等以内の親族(以下、「配偶者等」と総称する)とする。個人会員は、自己の責任において配偶者等に本会のサービスを利用させ、配偶者等をして本規約の内容を遵守させるものとする。
- 2. 前項に基づき、配偶者等に本会のサービスを利用させる場合、当該配偶者等による本会のサービスの利用は、個人会員本人による本会のサービスの利用とみなす。
- 3. 個人会員は、個人会員及び配偶者等以外の第三者に本会のサービスを利用せしめてはならない。
- 4. 当社は、本会のサービスの一部について、個人会員本人又はその配偶者等を利用対象者として当該サービスを利用しようとする個人会員又はその配偶者等に対して、個人会員本人と配偶者等の関係性を確認するため、所定の補助金等の支払いに関連して一定の書類の提出を求めることができるものとする。当該書類が提出されず、個人会員本人と配偶者等の関係性が確認できない場合は、当社は、補助金等の支払いを保留することができるものとする。

第 5 条 会員証の発行

当社は、個人会員に対し、原則として会員証(電子媒体に限る。以下同じ)を発行し、個人会員は交付された会員証の提示をもって本会のサービスを利用できるものとする。

第 6 条 個人会員 I D・パスワード

- 1. 個人会員は、個人会員 I D 及びパスワード(これらには、当社が発行する電子媒体の会員証を含むものとする。以下同じ)を第三者に譲渡又は貸与してはならず、個人会員 I D 及びパスワードは、開示・漏洩等しないよう秘密として厳重に管理しなければならない。ただし、個人会員が第 4 条に基づき、配偶者等に本会のサービスを利用させるために貸与する場合はこの限りではない。
- 2. 個人会員 I D 及びパスワードが当社所定の方法により入力され、本会のサービスが利用された場合には、当社は、当該利用を当該個人会員による本会のサービス利用とみなすことができるものとする。ただし、当該利用が、当社の故意又は過失による個人会員 I D 及びパスワードの漏洩等に基づくものであるときはこの限りではない。
- 3. 当社は、個人会員 I D 又はパスワードを用いた第三者の本会のサービス利用等による個人会員の不利益及び損害について、一切の責任を負わない。ただし、当該利用等が、当社の故意又は過失による個人会員 I D 及びパスワードの漏洩等に基づくものであるときはこの限りではない。

第 7 条 遵守事項

- 1. 個人会員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1)登録事項に変更が生じた場合、速やかに自己が属する法人会員を通じて当社に届出を行うものとする。
 - (2)本会の提供するサービス(本会のサービスをその要素とするサービスを含む)を、直接的であると間接的であるとを問わず、第三者から収益を得る目的で使用してはならない。
 - (3)料金を支払う規定のある本会のサービスについては、所定の料金を支払わなければならない。
 - (4)本会のサービスの利用に際してはその施設等の利用規約に従うものとする。
- 2. 個人会員は、本会のサービスの利用に際し、その施設等に対して故意又は過失により損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第 8 条 会員資格の喪失

- 1. 個人会員は、法人会員が退会又はその他の事由により会員資格を喪失した場合には、法人会員の会員資格喪失日付けで、会員資格を喪失するものとする。
- 2. 当社は、次のいずれかの場合には、催告を行うことなく個人会員の会員資格を喪失させることができる。この場合、個人会員は当社が個人会員の会員資格の喪失を通知した日付けで会員資格を喪失するものとする。

- (1)個人会員が本規約に定める事項又はその他の規約、特約等に違反したとき
 - (2)個人会員が不適切なサービス利用その他の行為により本会の正常な運営を妨げ若しくは信用を傷つけ、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (3)個人会員が不適切な目的(第7条第1項第2号に定める目的を含むが、これに限られない)で本会のサービスを利用し、又は利用しようとしたとき、その他個人会員の会員資格の継続を認めることが妥当ではないと当社が判断したとき
 - (4)個人会員に反社会的勢力との関わりが生じたとき
 - (5)前各号に準ずる事由が生じたとき
3. 前各項に基づいて個人会員が会員資格を喪失した場合は、法人会員と当社とが別途合意した場合を除き、当該個人会員は、会員資格を喪失した日以降、本会のサービス(会員資格喪失日の前に申込みを行ったサービスを含む)を一切受けることができないものとする。
 4. 当社は、個人会員に対し、個人会員が会員資格を喪失し、本会のサービスを利用できないことをもって個人会員に生じた損害について一切の責任を負わない。

第9条 個人情報の取扱い

1. 当社は、会員登録に際して法人会員又は個人会員より届けられた「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という)第2条第1項に定める個人情報(以下「個人情報」という)並びに本会のサービスを利用する際に個人会員又は他の利用者(配偶者等並びに個人会員及び配偶者等の同伴者をいう。以下同じ。また、個人会員とあわせて、以下「個人会員等」と総称する)より取得した個人情報を、当社が別に定める「個人情報保護方針」等に従い、適切に管理するものとする。なお、個人会員は、他の利用者に本会のサービスを利用させるにあたり、本条及び第11条の内容を承認させるものとする。
2. 当社は、個人会員等に係る個人情報に厳に秘密として管理し、本人の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとする。ただし、次の各場合には、本人の事前の同意なくして当社は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとする。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5)個人情報保護法及びその他関係諸規則に違反しない方法で提供する場合
 - (6)当社と業務提携を行っている宿泊施設等のサービス提供企業及び本会に係る事務等において当社と提携する企業(以下、サービス提供企業を含めて「提携事業者」と総称する)に対して、個人会員等が本会のサービスを利用するために必要な範囲内で提供する場合
3. 当社は、個人情報を次の目的に限定して利用するものとする。
 - (1)当社が法人会員及び個人会員等に本会のサービスを提供するため
 - (2)個人会員に対する当社のサービスの案内
 - (3)会員情報の管理
 - (4)その他本会のサービス提供に必要な業務
4. 第2項の規定にかかわらず、当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に対して業務委託する場合がある。
5. 第2項の規定にかかわらず、当社は、個人会員等にかかる個人情報について、福利厚生サービスの委託元である法人会員と共有する場合がある。
6. 法人会員の退会、個人会員の退職等により個人会員が会員資格を失った場合、その個人情報については、当社は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約又は協議により消去又は廃棄する。ただし、法令等諸規則に基づき当社が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではない。

第10条 サービス内容の変更及び本規約の改定

1. 当社は、提携事業者との提携条件の変更や提携解消等により、個人会員への事前の告知を行うことなく、サービス内容を変更(サービスの終了を含む)することができる。
2. 前項のサービス内容の変更を行う場合、個人会員に対して、可能な限り事前に、又は事前が困難である場合には事後速やかに、インターネット上の掲示、メール又はファックスによる通知のいずれかの方法で、これを告知又は周知するものとする。
3. 当社は、本会の健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、当社が必要と判断した場合には、本規約を改定(変更及び廃止を含む)することができる。
4. 前項の改定を行う場合、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びにその効力発生時期について、個人会員に対して事前にホームページにより告知又は周知するものとし、当該改定は、告知等に定める日より適用されるものとする。

第11条 免責

1. 当社は次の場合、何らの法的責任を負わない。ただし、当社は、(2)の場合には、可能な範囲で、個人会員等と提携事業者との間の紛争の解決に努めるものとする。
 - (1)不可抗力により、又はその他当社の故意若しくは過失によらずに(個人会員が予め了承しているものとして、第8条及び第12条の事由によりサービスを利用できない場合は、当社の責に帰すべき事由がある場合に該当しないものとする)、サービス提供が中断又は停止した場合、法人会員又は個人会員等が本会に送信したメッセージ若しくは情報が消失等した場合、及びその他サービスの利用に関して法人会員又は個人会員等が損害を被った場合
 - (2)個々のサービスの利用において個人会員等と提携事業者との間で紛争が発生した場合
2. 提携事業者が提供するサービス又は情報の利用の結果、個人会員等が損害又は傷害を被った場合には、当該個人会員等は、当該損害又は傷害が当社の故意又は過失に基づく場合を除き、当社に対して何らの請求も行いえないものとする。
3. 当社が本会のサービスに関し個人会員等に対し法的責任を負うべき場合において、当社が負うべき責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、個人会員等に現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害や逸失利益を含まないものとする。

第12条 サービスの中断・停止等

- 当社は次の場合、個人会員への事前の通知を行うことなく、サービスの全部又は一部を中断又は停止等の必要な措置を採ることができるものとする。
- (1)本会のサービス用のハード、ソフト又は通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - (2)アクセス過多等の予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3)個人会員のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合
 - (4)火災、停電、その他不慮の事故等によりサービスの提供が困難な場合
 - (5)前各号に準ずる事由が生じた場合

第13条 準拠法及び管轄裁判所

本規約に関する準拠法は、日本法とする。個人会員と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 言語

本規約は、日本語を正本として作成され、日本語の正本が、他の言語へのいかなる翻訳にもかかわらず、優越するものとする。

第15条 存続条項

本規約に基づくサービスの終了後も、第6条(個人会員ID・パスワード)第3項、第9条(個人情報の取扱い)第6項、第11条(免責)、第13条(準拠法及び管轄裁判所)及び本条の規定は、なお効力を有するものとする。

付 則

「CRMサービス」として本会のサービスを提供する場合の特約企業・団体等が、本会のサービスを顧客満足度向上支援サービス(本付則において「CRMサービス」という)として、サービス利用料を自ら負担した上で、自らの取引先である顧客に対して提供する場合は、次の規定に従うものとする。

1. 本規約第1条中の「福利厚生サービス(健康管理サービス及び教育・研修サービス等を含む。以下同じ)」を「CRMサービス」、「その役職員又は構成員」を「その顧客」とそれぞれ読み替える。
2. 本規約第2条第1項を、次のとおり全面的に読み替える。

「1. 本会の目的に賛同し本規約を承認の上、当社との間で業務提携契約等の契約(以下「基本契約」という)を締結した企業・団体等を法人会員、また、法人会員が本会のサービスを利用する者として指定した法人会員の顧客を個人会員と称する。なお、個人会員は、本規約を承認することにより、本会のサービスを利用することができるものとする。」
3. 本規約第3条を、次のとおり全面的に読み替える。

「1. 個人会員は、法人会員が当社との間で締結する基本契約に応じて指定されるサービスの提供を受けることができる。本会の個々のサービスの内容、利用価格、利用方法等は、当社ホームページ等で指定される。2. 本会の呼称については、法人会員と当社との合意により、変更することができるものとする。」
4. 本規約第7条第1項第1号中の「自己が属する法人会員」を「自己に本会のサービスを提供する法人会員」と読み替える
5. 本規約第8条第1項を、次のとおり全面的に読み替える。

「1. 個人会員は、法人会員と当社との間の基本契約が期間満了又は解除等により終了した場合は、法人会員と当社との間で特約がある場合を除き、当該基本契約の終了日付けで、会員資格を喪失するものとする。」
6. 本規約第9条第5項中の「福利厚生サービスの委託元である法人会員」を「CRMサービスの提供元である法人会員」と読み替える。

(次ページへ続く)

7. 本規約第9条第6項を、次のとおり全面的に読み替える。
「6. 法人会員と当社との間の基本契約の終了、又は法人会員による第2条第2項に基づく個人会員の会員資格の資格喪失の届出等により個人会員が会員資格を失った場合、その個人情報については、当社は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約又は協議により消去又は廃棄する。ただし、法令等諸規則に基づき当社が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではない。」

(2023年11月1日改定)

別紙 4

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典

1. 概要

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典とは、「ガス機器まるとサポートプラス契約(以下「本付帯サービス」といいます。)」に付随関連して、お客さまの自宅建物内に収容、設置または使用されている機器のうち「2. 対象機器」の条件を満たすもの(以下「対象機器」といいます。)の電氣的・機械的事故により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者をお客さま(個人に限りま。以下、本別紙において「被保険者」または「会員」といいます。)とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典(以下「本特典」といいます。)をいいます。

2. 対象機器

(1)本サービスの対象となる機器は、以下の種別とします。

対象機器の種別	
テレビ	ルームエアコン
冷蔵庫	電子レンジ
洗濯機	

ただし、次の条件を満たす機器とします。

- ①会員の住所(本サービス利用契約(本特典に基づく「本付帯契約」)の申込みにあたり申告した住所をいい、以下「会員住所」といいます。)に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
 - ②日本国内で修理可能なメーカーの機器
 - ③事故発生日時点で、購入から10年以内の家電製品
- (2)本条(1)の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①対象機器の周辺機器・付属品・消耗品(ACアダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等)
 - ②対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
 - ③レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
 - ④業務で利用されている機器
 - ⑤過去に当該対象機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
 - ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である機器
 - ⑦日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
 - ⑧日本国外のみで販売されている機器
 - ⑨本サービス以外の特典、保証サービスまたは保険等で、修理又は交換が可能な機器
 - ⑩購入日および製造日とも不明な機器
 - ⑪潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
 - ⑫材料、部品、半製品、仕掛品類
 - ⑬中古製品として購入された機器

3. 補償期間

被保険者は、本サービス利用契約開始日の属する月の翌々月1日より本サービス契約期間中、本特典を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日以降に対象機器に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 補償対象事故および保険金額

- (1)補償対象事故
上記3.「補償期間」中に、電氣的・機械的事故により上記2.「対象機器」に生じた損害(電氣的機械的故障)に対して、保険金を支払います。
- (2)保険金額
以下の保険金額を限度として保険金をお支払いします。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による保証制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

対象機器	補償年数	保険金額	ご利用上限回数
テレビ	10年	修理可能:1回・1事故につき最大10万円 (※1)	保険金の支払回数は制限なし(※2)
冷蔵庫	10年		
洗濯機	10年		
ルームエアコン	10年		
電子レンジ	10年		

- ※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理が可能な状況を指し、修理により同等品を本体交換した場合も含みます。対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額(1回・1事故について10万円)を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品に本体交換した場合も修理可能扱いとなります。なお、本サービス以外の保険、または保証サービス(延長保証サービス等を含みます)等を用いて修理又は交換を実施した場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とします。
- ※2 保険金額は1事故について設定されているため、1補償期間(1年間)(起算日は本サービスの開始日の翌々月1日)の保険金支払回数に制限はありません。なお、同一事故(同一の原因により、同一時点において発生した損害に起因するものをいう。)による請求は1度限りとします。

5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
	②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの
	③損害状況・損害品の写真
	④メーカーの発行する保証書(メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■保険金が支払われない場合

- 「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。
 - (1)被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
 - (2)被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
 - (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
 - (4)風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
 - (5)当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
 - (6)会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
 - (7)被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
 - (8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
 - (9)公的機関による差押え、没収等に起因する場合
 - (10)原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
 - (11)本サービス補償始期日前および補償終期日の翌日以降に対象機器に生じた損害
 - (12)すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
 - (13)自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
 - (14)直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた保険の対象以外の損害
 - (15)ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
 - (16)温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
 - (17)対象機器にかかった修理費用以外の費用(見積り取得に関する送料、対象機器の送料および費用支払時の事務費用等)
 - (18)機器購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます)
 - (19)対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
 - (20)対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
 - (21)本サービスで登録された会員の住所・施設外で発生した事故による損害
 - (22)日本国外で発生した事故による損害
 - (23)損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
 - (24)電氣的・機械的事故に起因する間接損害

- (25)盗難・紛失・置き忘れ等およびその間に生じた損害、およびこれらに起因する間接損害
(26)ソフトウェアの瑕疵または障害による損害

保険金請求に関するお問い合わせ先
さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号:0120-502-720
受付時間:10:00～19:00(年末年始は除く)

以上

別紙 5

通信端末修理費用保険特典

1. 概要

通信端末修理費用保険特典とは、「ガス機器まるとサポートプラス契約(以下「本付帯サービス」といいます。)」に付随関連して、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末(以下「対象端末」といいます。)の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者をお客さま(お客さまが個人の場合に限り、生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および生計を同一にする別居の未婚の子を含みます。以下、本別紙において「被保険者」または「会員」といいます。)とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末(保険の対象)

- (1)以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
- ①本サービス利用契約(本特約に基づく「本付帯契約」)開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
 - ②本サービス利用契約開始時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
 - ③被保険者の所有する端末。
 - ④日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
 - ⑤日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
- (2)以下のものは、対象端末から除かれます。
- ①2(1)①の対象期間経過後の端末。
 - ②対象端末の周辺機器・付属品・消耗品(ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等)。
 - ③対象端末内のソフトウェア。
 - ④レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
 - ⑤過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
 - ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
 - ⑦日本国外のみで販売されている端末。
 - ⑧本サービス以外の保険、または保証サービス(延長保証サービス等を含みます)等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

3. 補償期間

被保険者は、本サービス利用契約開始日の属する月の翌々月1日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日の属する月の翌月以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 保険金額

引受保険会社は、被保険者に以下「5. 補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害(修理費用・交換費用をいいます。)が生じた場合に、1被保険者あたり1年(起算日は本サービス利用契約開始日の翌々月1日とします。)につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

対象端末の種別	
スマートフォン	スマートウォッチ
フィーチャーフォン(ガラホを含みます。)	モバイルゲーム機
ノートパソコン	モバイルルーター
タブレット端末(タブレットPCを含みます。)	

5. 補償の範囲(保険金が支払われる場合と支払われない場合)

対象端末	保険金額(※1)(※2)	ご利用上限回数	免責金額
スマートフォン	修理可能: 最大5万円(※3) 修理不能: 最大1万2千5百円 (※4)	対象端末にかかる 保険金請求につい て、年2回まで(※5)	無し
フィーチャーフォン (ガラホを含みます。)			
タブレット端末 (タブレットPCを含みます。)			
ノートパソコン			
スマートウォッチ			
モバイルゲーム機			
モバイルルーター			

- ※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況で、会員が別途同等価格の対象端末機器を購入した状況を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。
- ※2 本サービス以外の保険、または保証サービス(延長保証サービス等を含む。)等を用いて修理又は交換を実施した場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とします。
- ※3 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、本保険金額(5万円)を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。
- ※4 修理不能となり、対象端末の当初購入時の購入証明書(対象端末の購入価格を証明する書類をいいます。)を提出された場合は、本保険金額(最大1万2千5百円)を上限として、購入証明書の金額の25%の保険金をお支払いします。もし、当初購入時の購入証明書をご提出いただくことが難しい場合、代わりに、同等価格の機器を購入された際の購入証明書をご提出いただくことで、本保険金額(最大1万2千5百円)を上限として当該購入証明書の金額の25%の保険金をお支払いします。
- ※5 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年間(起算日は本サービス利用契約開始日の翌々月1日)につき5万円です。また、本サービス利用契約の有効期間の開始日より1年間の間に、2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。なお同一事故(同一の原因により、同一時点において発生した損害に起因するものをいう。)による求償は1度限りとします。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
	②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの
	③損害状況・損害品の写真
	④メーカーの発行する保証書(メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)
	⑤家族証明・会員と同居であることが確認できる書類(※7)
「修理不能」 の場合	①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
	②修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの
	③修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票
	④対象端末を当初購入した際の領収書等、購入価格を証明できるもの または 同等価格の機器を購入した際の領収書等、購入価格を証明できるもの(※6)
	⑤損害状況・損害品の写真
	⑥盗難届受理証明(盗難の場合のみ)
	⑦家族証明・会員と同居であることが確認できる書類(※7)

- ※6 後者は、前者の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。
- ※7 会員の同居の親族(2親等以内)、または別居の未婚の子が所有、または使用する対象端末の請求に必要となります。なお、健康保険証を提出される場合は、表面・裏面の両方のコピーが必要となります。

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1)被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合

(次ページへ続く)

- (2)被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4)洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5)台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6)引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7)被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合 (群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (9)公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10)原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11)本サービス利用契約開始日の翌々月1日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (12)本サービス利用契約が終了した日の属する月の翌月以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (13)対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー (日本国外メーカーを含みます。) 純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSEマークを取得していない通信端末機器の場合
- (14)対象端末を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
- (15)対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16)対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17)付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (18)ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合 (初期不良を含む)
- (19)対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する (瑕疵の存在が推定される場合を含む) 製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- (20)すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21)対象端末を、加工または改造した場合
- (22)対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (23)対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求 (見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等)
- (24)詐欺、横領によって生じた損害
- (25)自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- (26)ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- (27)紛失・置き忘れ・置き引き等およびその間に生じた損害
- (28)日本国外で発生した事故による損害

保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号:0120-982-267
受付時間:10:00～19:00 (年末年始は除く)

以上